

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月20日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井由崇

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第8号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第41条の次に次の1条を加える。

（送付先の変更）

第41条の2 広域連合長は、申請により次条第1項に掲げる書類を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票記載の住所以外の住所に送付する必要があると認める場合は、当該書類の送付先を変更することができる。

2 前項に規定する申請は、後期高齢者医療送付先変更・変更解除申請書（様式第59号）により行うものとする。

別表に次のように加える。

様式第59号	後期高齢者医療送付先変更・変更解除申請書	規則第41条の2
--------	----------------------	----------

様式第58号の次に次の1様式を加える。

後期高齢者医療 送付先 変更
変更解除 申請書

被保険者番号	
被保険者氏名	
生年月日	年 月 日
現住所	〒 ー
送付先住所	<input type="checkbox"/> 送付先変更を解除し、現住所に戻す。 〒 ー
方書	
郵便物受取人	
連絡先電話番号	自宅・携帯・職場（ ） ー
申請理由	

上記のとおり送付先の変更を申請します。

送付先変更を申請するにあたり、以下のことを誓約します。

- 1 申請内容に変更が生じた場合、速やかに届出をします。
- 2 送付先変更後の住所に郵便物が届かなくなった、又は連絡がとれなくなった場合は、広域連合が適宜、送付先変更を解除することを了承します。
- 3 この申請に関する全ての責めは、申請者により負います。

愛知県後期高齢者医療広域連合長 様

年 月 日

申請者
(記入者) 住 所

氏 名

被保険者との続柄

電 話

※処理欄

記入者確認	個人番号カード・運転免許証・日本国旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書			
	身体障害者手帳・その他()			
	健康保険被保険者証・年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書・介護保険被保険者証			
	生活保護受給証明書・雇用保険受給資格者証・キャッシュカード・預金通帳・クレジットカード 社員証・その他()			
受付担当者		入力日		解除入力日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)において現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の様式(同項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 施行日において、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。